

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び上越市財務規則（昭和46年規則第35号）第67条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和6年3月25日

上越市長 中川 幹太

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地
名 称 株式会社NTTデータ
所在地 東京都江東区豊洲3-3-3
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和6年3月15日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等の種類
上越市電子申請システムを使用したオンライン申請による証明書の交付手数料
その他の同システムを使用したオンライン申請に係る手数料等
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで